

介護保険制度に関するお知らせ

☎高齢福祉課(☎826-1111 内線2463)

介護保険料は、市の介護保険を運営するための大切な財源になります。介護サービスが十分に整えられるよう、そして介護が必要となったときに誰もがサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

令和4年度の介護保険料

所得段階	対象者		保険料(年額)		
第1段階	本人が 市県民税非課税	世帯全員が 市県民税非課税	高齢福祉年金受給者、生活保護受給者	13,900円	
第2段階			本人の前年の合計 所得と課税対象と なる年金収入の合 計が		80万円以下の方
第3段階			同じ世帯に市県民税が 課税されている方がいる	80万円超120万円以下の方	34,800円
第4段階				120万円超の方	48,700円
第5段階				80万円以下の方	62,600円
第6段階	本人が 市県民税課税	前年の合計所得が	第4段階以外の方	69,600円	
第6段階			120万円未満の方	80,000円	
第7段階			120万円以上210万円未満の方	87,000円	
第8段階			210万円以上320万円未満の方	104,400円	
第9段階			320万円以上400万円未満の方	111,300円	
第10段階			400万円以上500万円未満の方	118,300円	
第11段階			500万円以上600万円未満の方	125,200円	
第12段階			600万円以上700万円未満の方	132,200円	
第13段階	700万円以上の方	139,200円			

介護保険料の納め方

◆特別徴収

年金受給額が年額18万円以上の方は、年金から差し引きとなります。対象の方には7月中旬に「年金からの引き落としのお知らせ」を送付します。保険料が年金支給額の2分の1を超える場合や、65歳になったばかりの方などは、特別徴収になりません。

◆普通徴収

特別徴収の対象でない方には、7月中旬に「納入通知書」を送付します。同封されている「納付書」で納期限内に指定の金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、市役所、各支所・出張所で納付してください。

◆納期限

1期	令和4年8月1日	5期	令和4年11月30日
2期	令和4年8月31日	6期	令和4年12月26日
3期	令和4年9月30日	7期	令和5年1月31日
4期	令和4年10月31日	8期	令和5年2月28日

特別な事情なく介護保険料を一定期間滞納すると、保険給付の制限を受けることがあります。

納付についての相談は納税課(☎内線2335)で随時受け付けますので、早めにご連絡ください。

認定証などの更新について

介護保険負担限度額認定証と社会福祉法人等利用者負担軽減確認証の有効期限は7月31日(日)までです。交付を受けている方には6月に案内を送付していますので、更新を希望する場合は8月31日(水)までに申請してください。申請受付月の1日から適用するため、9月1日(木)以降に申請した場合、8月は認定の対象外になるので注意してください。

利用者負担割合

介護保険サービスを利用する際、所得に応じて1～3割の自己負担があります。次の①②の両方を満たす方は3割負担です。

- ①合計所得金額が220万円以上
- ②本人を含めた同一世帯の65歳以上の方の「年金収入」+「その他の合計所得金額」の合計が、単身で340万円以上、2人以上の世帯で463万円以上

負担割合の適用期間は8月1日～翌年7月31日です。毎年新しい負担割合証を交付します。

保険料の減免

災害などの特別な事情で保険料を納めることができないときは、免除または減額(減免)の措置を受けられる場合があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入・給与収入などが前年より10分の3以上減少した世帯に対して、保険料を減免する特例制度があります。